

新宿区みどりの推進審議会小委員会について

小委員会の概要

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| ○審議事項 | ・保護樹木等の指定及び解除 ・みどり公園基金の処分 |
| ○組織 | ・委員は8人以内とし会長が指名する ・会長が委員長を指名する |
| ○開催 | ・委員長は委員を招集する ・委員の過半数の出席により成立する |
| ○議決 | ・出席委員の過半数で可否を決定する |
| ○任期 | ・委員の任期は2年とする |

小委員会を開催する場合の流れ

